

事務事業評価シート

評価実施年度： 平成29年度

| | |
|---------|-----------------------|
| 上位の施策名称 | 施策3 財政健全化に向けた改革の推進 |
|---------|-----------------------|

1. 事務事業の目的・概要

| | |
|---------|--|
| 事務事業の名称 | 納税事務 |
| 目的 | (1) 対象 県税の納税者 (2) 意図 適時、適切な納税の告知や税制度等の広報により、納期限内の納付、納入を促進するとともに、厳正な徴収の執行により税の公平性を確保し、併せて税収の確保を図る。 |
| 事業概要 | • 納税義務の適正かつ円滑な履行に資するため、納税者に対して、納税の告知と必要な督促等を行う。 • 税収の確保を図るため、滞納者に対して、滞納整理を実施する。 • 法令の習熟と実務能力の向上を図るため、収税担当職員に対して、事務研修会を開催する。 • 適正な申告と納期内納入を促進するため、特別徴収義務者に対して、報償金等を交付する。 |

2. 成果参考指標

| 成果参考指標名等 | | 年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 単位 |
|----------------|-------|-------|-------|------|------|------|------|----|
| 1 指標名 徴収率 | 目標値 | 98.8 | 98.8 | 98.8 | 99.1 | 99.1 | % | |
| | 取組目標値 | | | | | | | |
| | 実績値 | 99.1 | 99.1 | | | | | |
| 2 式・定義 収入額÷調定額 | 達成率 | 100.4 | 100.4 | — | — | — | % | |
| | 目標値 | | | | | | | |
| | 取組目標値 | | | | | | | |
| 3 式・定義 | 実績値 | | | | | | % | |
| | 達成率 | — | — | — | — | — | | |
| | | | | | | | | |

3. 事業費

| | 前年度実績 | 今年度計画 | 前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況 | ②改善策を実施した（実施予定、一部実施含む） |
|-------------|-----------|-----------|---------------------|------------------------|
| 事業費(b) (千円) | 1,233,777 | 1,253,973 | | |
| うち一般財源(千円) | 1,228,801 | 1,247,277 | | |

5. 評価時点での現状（客観的事実・データなどに基づいた現状）

- 県税の徴収率は99.1%となった。
- このうち、県税収入の30%弱を占める個人の県民税の徴収率は97.9%となった。

4. 改善策の実施状況

| 前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況 | ②改善策を実施した（実施予定、一部実施含む） |
|---------------------|------------------------|
| | |

6. 成果があったこと（改善されたこと）

- 県税徴収率が前年と比較して0.08%上昇した。個人県民税徴収率についても0.2%上昇した。
- 市町村税務職員と県税務職員の相互併任を、昨年度より2自治体多い17市町と実施した。
- 地方税法第48条に基づく個人住民税特別滞納整理については、平成28年度において（実施市町村数5）約348万円を引き受け、約83万円を収入した。
- 県と市町村合同で自治体共同公売会を2回開催した。
- 収入未済額は5億3,400万円で、昨年度と比較して3,816万円縮減した。

7. まだ残っている課題（現状の何をどのように変更する必要があるのか）

①困っている「状況」

- 個人県民税の徴収率は、最も高い市町村と低い市町村の差は、約3.6%あることから、低い市町村の底上げが必要である。
 最も高い市町村：知夫村（100%）
 最も低い市町村：美郷町（96.37%）

②困っている状況が発生している「原因」

- 小さな自治体では、同じ職員が課税と徴収を兼務するなど、徴収に取り組む体制が十分でない。
- 職員の徴収スキルや取り組む体制が十分でない市町村がある。

③原因を解消するための「課題」

- 小規模自治体が、徴収対策に継続的に取り組むことができる体制づくりを支援する必要がある。
- 県・市町村徴収担当職員の能力や意識の向上に取り組む必要がある。

8. 今後の方向性（課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方）

- 個人住民税徴収対策会議を開催して、徴収目標の設定と進行管理を実施する。
- 県・市町村税務担当部局職員の相互併任を実施する。
- インターネット公売や自治体共同公売会を実施して、換価方法の多様化を図る。
- 県・市町村職員対象の徴収実務研修を開催する。
- 地方税法第48条に基づく個人住民税特別滞納整理を実施する。